

## 第3期野洲市子ども・子育て支援事業計画 策定に向けて

＜令和5年度 第1回 野洲市子育て支援会議＞  
と き：令和5年7月28日（金）  
ところ：野洲市役所 本館2階 庁議室  
野洲市健康福祉部 こども課

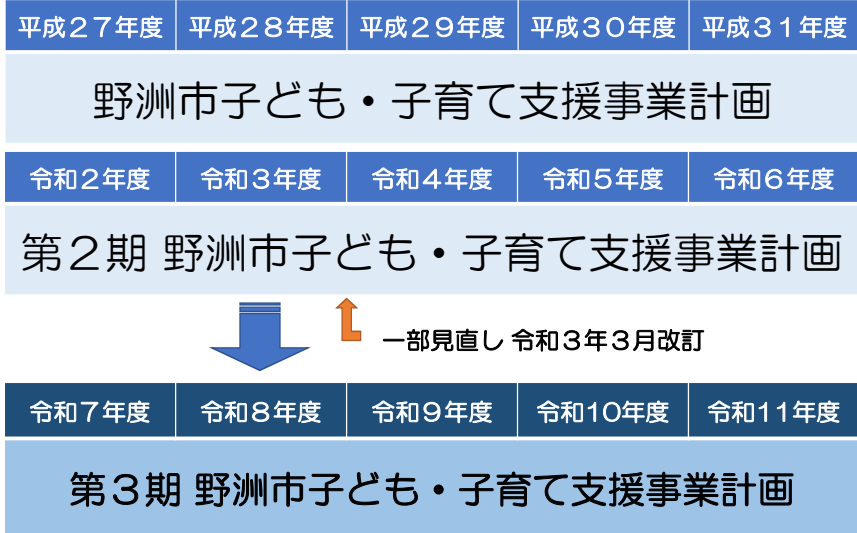
### 第3期計画策定にあたり

子ども・子育て支援法に規定される「子ども・子育て支援事業計画」の野洲市現行計画が令和6年度で終了します。このことから、第3期計画策定に向けて、教育・保育のニーズ調査、現状と課題の把握等を行い、必要な事業量の推計、目標量の設定等を行い、地域の特性を反映した実効性のある計画を策定します。

#### 子ども・子育て支援法 第61条第1項

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

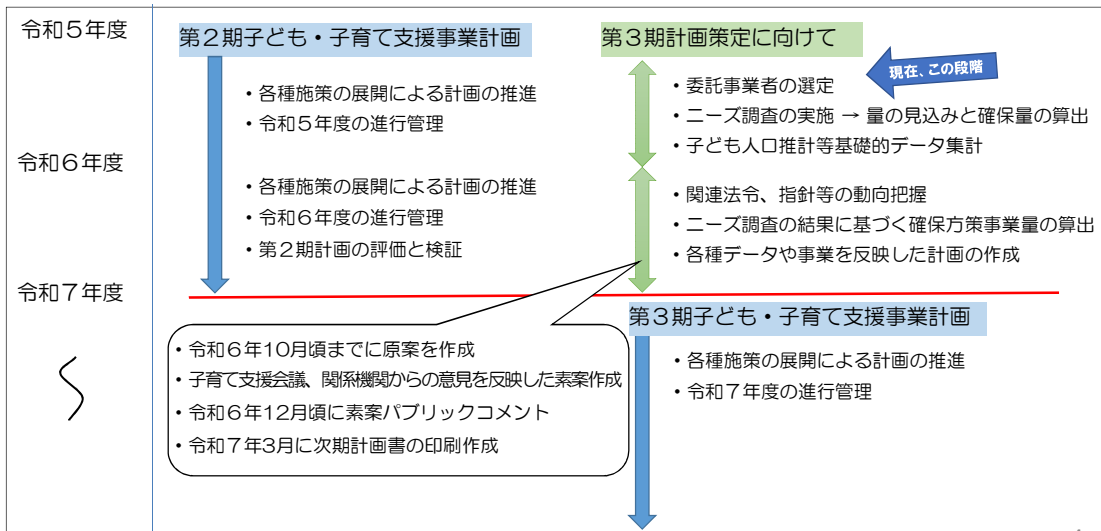
# 計画の期間



必要に応じて見直す

# 第3期計画策定に向けた予定スケジュール（概要）

## 予定スケジュール



## 第3期計画策定に向けた作業

### (1) ニーズ調査の実施

- 子ども・子育て支援事業計画に関する現状把握を行い、次期計画へ反映させるために必要な調査項目を検討します。
- 調査対象者2,000世帯（就学前児童の保護者1,000人・就学児童の保護者1,000人）として、必要な調査項目が記載された調査票にて実施します。
- 調査では、子育て家庭の生活実態や意識、教育・保育サービス利用形態などの現況のほか、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を算出し、また、必要事業の「確保方策」及び「確保量」を算出し、今後の利用意向や課題を抽出します。
- 回収された回答済み調査票のデータ入力、集計を行い、調査項目の種類・設問別に取りまとめ分析します。また必要に応じ、クロス集計を行い、全体像を明らかにします。

令和5年度実施

5

## 第3期計画策定に向けた作業

### (2) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計

- 子ども人口推計、家庭類型別児童数の算出など、基礎的なデータを作成します。
- 国が示す基本指針に基づき、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「確保量」を算出します。
- 上記で得られたデータから、子育て家庭が希望しているサービスが一目で把握できる子ども・子育て支援事業対策リスト等を作成します。

令和5年度実施

6

## 第3期計画策定に向けた作業

### (3) 子ども・子育て支援に関する情報把握

○国が示す計画策定に関する関連法令や基本方針、県の指針等の動向を把握するとともに、先進自治体等の動向を把握します。

令和5・6年度実施

### (4) 現行計画の分析と課題等の整理

○現行計画の進捗、達成度を分析し、評価検証できるよう整理し、課題を抽出します。

令和6年度実施

7

## 第3期計画策定に向けた作業

### (5) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計

○令和5年度に実施したニーズ調査結果をもとに、各区域の必要事業の「確保方策」等を検討し、本市において必要となる施策の事業量を算出します。

令和6年度実施

### (6) 関係者へのヒアリングの実施

○就学前児童・就学児童の保護者代表、教育・保育施設の事業者、地域子ども・子育て支援事業の関係者等に対してヒアリングを実施し、意見や要望を把握し、次期計画に反映できるようにします。

令和6年度実施

8

## 第3期計画策定に向けた作業

---

### (7) 法令改正等による対応

○福祉関連法令の改正等の把握を行うとともに、関連法令と子ども・子育て支援事業計画の整合性が図られるようにします。

令和6年度実施

### (8) 第3期計画の発効に向けた手続き

○ニーズ調査結果や教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を反映した次期計画の原案をとりまとめます。

○原案に対して野洲市子育て支援会議、庁内関係各課から出された意見を反映した修正案をとりまとめます。

○さらに必要に応じて調整を加えたものを案とし、市が実施するパブリックコメントを行い、市議会に説明を行った後に令和7年度から発効します。

令和6年度実施

9

## 次回の検討項目

---

### ニーズ調査について

- 第3期計画へ反映させるために必要な調査項目の検討
- 調査対象者の範囲、選定等の検討

・・・など

10